

「鳴門市水道料金徴収等業務委託に係る公募型プロポーザル」の質問内容とその回答

鳴門市企業局水道企画課
令和3年9月16日

No.	項目	質問内容	回答
1	<p><仕様書> 第2章 委託業務の内容 第1節 受付・窓口業務 (受付・窓口の対応) 第23条</p>	<p>第23条について、使用者等への対応には電話対応も含まれると想定されますが、受託者にて対応すべき電話の回線数とその内容についてご教示ください。</p>	<p>接続可能な電話回線数は、外線6本、内線2本の計8本となります。なお、業務を行うにあたり使用可能な電話機については、計6台となります。</p>
2	<p><実施要領> 6 業務提案書等の提出 (5)業務提案書記載項目 ⑮その他の業務提案</p>	<p>「催告」を行わないとした場合の業務提案を行うこととあります。 鳴門市水道事業概要へ月間スケジュール、発送日程、送付件数などの記載はありますが、より詳細な、督促状発送から給水停止まで現在の業務フローをご教示ください。</p>	<p>督促状発送から給水停止までの事務の流れについては、仕様書第6節に記載のとおりです。</p>
3	<p><実施要領> 6 業務提案書等の提出 (5)業務提案書記載項目 ⑮その他の業務提案</p>	<p>⑨～⑭に関する業務以外の業務について受託可能な業務があれば、その業務に関する提案を記載することとありますが、提案内容実施については、別途見積が必要な提案も含めてよろしいかご教示ください。</p>	<p>追加費用が必要な提案であれば、別途見積書を提出してください。</p>
4	<p><実施要領> 6 業務提案書等の提出 (7)留意事項</p>	<p>業務提案書に頁制限や文字サイズ等の制限があればご教示ください。</p>	<p>特に制限はありませんが、プレゼンテーションは業務提案書に記載した範囲内で行うことにご留意ください。</p>

No.	項目	質問内容	回答
5	<p><仕様書> 第1章 総則 (公金の取扱い) 第12条 第1項</p>	<p>受託者は、収納した水道料金等をその内訳を示す書類を添えて、あらかじめ指定した期日までに委託者へ納入しなければならない。とありますが、収納から貴局に納金するまでの流れをご教示ください。</p>	<p>現在は、窓口において収納した水道料金等は、指定する期日までに委託者に直接受け渡し、委託者が出納取扱金融機関の窓口で入金しています。</p>
6	<p><仕様書> 第2章 委託業務の内容 第2節 検針業務 (異状等を認めた場合の対応) 第31条第1項 (再検針) 第33条</p>	<p>現在の異常発生件数、再検針など現地訪問件数をご教示ください。</p>	<p>令和3年8月分の異常発生件数は313件、再検針などによる現地訪問件数は76件です。</p>
7	<p><仕様書> 第2章 委託業務の内容 第7節 開閉栓業務 (開閉栓業務の対応) 第65条第2項</p>	<p>委託者が別に委託する開閉栓業務を受託したものと協議を行い、計画的かつ効率的に開閉栓業務が行えるように努めなければならない。とあります。事業概要では開閉栓受付件数は記載されていますが、現場処理数が記載されていないので、現場対応は無いとの認識でよろしいかご教示ください。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
8	<p><仕様書> 第2章 委託業務の内容 第7節 開閉栓業務 (開閉栓業務の対応) 第65条第3項</p>	<p>委託者が必要と認めるときは、開閉栓業務を行うことができる。とありますが、どのような時に行うのかご教示ください。 また、開閉栓作業を行う際は、止水栓止、メータ撤去・取付などどのような作業を実施するのか、ご教示ください。</p>	<p>委託者が別に委託する、開閉栓業務受託者の営業時間外を想定しています。ただし、開閉栓業務は、原則、開閉栓業務受託者の営業時間(平日:午前9時～午後5時)に行っています。実施する作業としては、開栓(メーター取付)を想定しています。なお、直近3年間の実績は0件となります。</p>

No.	項目	質問内容	回答
9	<p><仕様書> 第2章 委託業務の内容 第8節 給水装置管理等業務 (給水装置に係る受付業務) 第67条第1項</p>	<p>受託者は、第2項から第9項に定めるとおり、委託者が実施する給水装置の新設、改造、修繕又は撤去等の受付業務の補助を行う。とありますが、疑義や協議の必要な案件の対応は委託者対応との認識でよろしいかご教示ください。</p>	<p>疑義や協議の必要な案件の最終判断は委託者が行いますが、受託者にはその対応の補助を行ってまいります。</p>
10	<p><仕様書> 第2章 委託業務の内容 第8節 給水装置管理等業務 (給水装置に係る受付業務) 第67条第2項</p>	<p>給水申込者等から給水装置の新設等の申し込み(以下、「給水申請」という。)があったときは、これを受け付け、設計内容が鳴門市水道給水装置工事施工基準(以下、「施工基準」という。)を満たしていることを確認しなければならない。とありますが、鳴門市水道給水装置工事施工基準を閲覧することは可能でしょうか。ご教示ください。</p>	<p>可能です。</p>
11	<p><仕様書> 第2章 委託業務の内容 第8節 給水装置管理等業務 (給水装置に係る受付業務) 第67条第6項</p>	<p>長期間閉栓中の開発地等の土地について給水申請等があったときは、現地の給水装置を開栓し通水状況を確認しなければならない。とありますが、①長期間とは何年以上でしょうか。②通水状況の確認は、別の受託業者が開栓作業を行った後に行うのでしょうか。③通水状況の確認をした直近3年間の実施件数。④耐用年数を超えた給水装置や給水管の破損修繕費用の負担区分についてご教示ください。</p>	<p>①特に定めていません。 ②お見込みのとおりですが、お客様からの相談により、受託者が事前に行う場合もあります。 ③直近3年間の件数は把握していませんが、概ね年間30件程度となります。 ④メーター1次側の老朽化した給水装置の修繕費用は、委託者の負担となります。</p>
12	<p><仕様書> 第2章 委託業務の内容 第8節 給水装置管理等業務 (給水装置に係る受付業務) 第67条第7項</p>	<p>給水装置工事で公道を掘削するときは、指定給水装置工事業者が作成した道路占用許可申請書を受け付け、その内容に不備がないか確認して速やかに各道路管理者に提出しなければならない。とあります。提出先の場所をご教示ください。</p>	<p>道路占用許可申請書の提出先は、次のとおりとなります。 市道：鳴門市役所 経済建設部 土木課 県道：徳島県鳴門合同庁舎 鳴門総合サービスセンター 東部県土整備局 国道：国土交通省 四国地方整備局 徳島国道出張所</p>

No.	項目	質問内容	回答
13	<p><仕様書> 第2章 委託業務の内容 第8節 給水装置管理等業務 (給水装置に係る受付業務) 第67条第8項</p>	<p>国道の道路占用許可申請が必要な場合は、国道管理者と事前協議を行うものとする。とありますが、国道管理者との事前協議内容についてご教示ください。</p>	<p>道路占用許可申請書の書類内容(申請理由や道路幅員等)や添付書類の確認となります。</p>
14	<p><仕様書> 第2章 委託業務の内容 第8節 給水装置管理等業務 (給水装置に係る受付業務) 第67条第9項</p>	<p>給水申込者等から埋設管について問い合わせがあった場合は、委託者とともに管網図の現況を説明するものとする。とありますが、説明については、委託者と同席での説明と認識でよろしいかご教示ください。また、説明内容の範囲についてもご教示ください。</p>	<p>受託者のみでの説明も認めています。また、説明内容は、埋設管の管種・口径・埋設深さ・位置等となります。</p>
15	<p><仕様書> 第2章 委託業務の内容 第8節 給水装置管理等業務 (給水装置工事管理業務) 第68条第1項</p>	<p>受託者は、第2項から第7項に定めるとおり、委託者が実施する開発行為等の給水装置工事の各検査及び竣工図等管理業務の補助を行う。とありますが、検査の補助員として委託者との同行検査との認識でよろしいかご教示ください。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
16	<p><仕様書> 第2章 委託業務の内容 第8節 給水装置管理等業務 (給水装置工事管理業務) 第68条第4項</p>	<p>給水装置工事の竣工検査について、事前に竣工検査チェック表を作成し、立会しなければならない。とありますが、現在の竣工検査チェック表を資料としていただくことは、可能でしょうか。</p>	<p>受託者が作成したチェック表を委託者が確認したうえで使用していますので、現在の竣工検査チェック表を資料としてお渡しすることはできません。</p>

No.	項目	質問内容	回答
17	<p><仕様書> 第2章 委託業務の内容 第8節 給水装置管理等業務 (給水装置工事管理業務) 第68条第7項</p>	<p>給水装置の異常その他使用者等から相談等があった場合は、委託者とともこれを処理しなければならない。とありますが、直近3年の件数及び内容をご教示ください。</p>	<p>直近3年間の件数は把握していませんが、概ね年間20件程度となります。これらの主な内容は、宅内漏水・止水栓の不良・水道水の匂い等の相談となります。</p>
18	<p><仕様書> 第2章 委託業務の内容 第9節 資材管理業務 (入出庫管理業務) 第73条第3項</p>	<p>受託者は、夜間、休業日等の臨時入出庫に対応できる体制をとらなければならない。とありますが、夜間・休業日の対応件数(実績)をご教示ください。(年間件数は事業概要にて把握)</p>	<p>令和2年度の夜間・休業日の対応件数は15件です。</p>
19	<p><仕様書> 第3章 その他 (インセンティブ) 第78条</p>	<p>収納率の算出に当たり、締め日をご教示ください。</p>	<p>仕様書第78条第4項に記載のとおりです。収納率は、現年度分の4月から12月までの水道料金の調定額に対して3月末までに収納したもので算出します。</p>
20	<p><仕様書> 別表第1(第20条 第1項関係) No.14事務所使用料</p>	<p>受託者負担の事務所使用料をご教示ください。明確に定まっていない場合は、過去の実績をご教示ください。</p>	<p>事務所使用料は、庁舎使用料及び維持管理費の金額となります。なお、庁舎使用料は、㎡当たりの再調達価格、使用面積、減耗補正率などにより算出し、維持管理費は、電気料金、水道料金、下水道使用料、庁舎清掃費の実績額をもとに使用面積に応じて算出します。事務所使用料の令和3年度実績は、553,289円です。</p>